

# 劉向の詩經學

——幽厲時代をめぐって——

加藤 實

## 一 詩に通話無し

「詩に通話無し」ということばがある。詩經に一定不變の解釋は存在しないという立場である。これは、劉向『說苑』奉使篇に「春秋の辭に、相反するもの四有り……」として述べられる春秋學說の最後に見える。

傳曰、詩無通話、易無通吉、春秋無通義。此之謂也。

詩・易・春秋と列學し、全體が春秋學の文脈である點からして、これは本來、詩經學について語られたものではない。そのことは、同じ趣旨の文章が、『春秋繁露』精華篇<sup>(1)</sup>に

難者曰く、春秋の法に、大夫事を遂ぐることを無し。又た曰く、……と、是れ何の謂ぞや。四者は、各おの處する所有り。……晉事を難ずる者曰く、春秋の法に、未踰年

の君は、子と稱す。蓋し人心の正しきなり。里克の奚齊を殺すに至りて、此の正辭を避けて君の子と稱するは、何ぞや。曰く、聞く所に、詩に達話無く、易に達占無く、春秋に達辭無しと。此れを之れ謂ふなり。

として述べられている點を見ても、これが實は「春秋に通義(達辭)無し」ということを言うための言辭であることがわかるであろう。『說苑』にしても、『春秋繁露』にしても、春秋の屬辭比事を究明するなかで、春秋という經典の書法に硬直化した一定の通義とするものが存在しないことをいう。その引證例として、詩經にも易經にもやはり一定不變の占辭や解釋が存在しないことを挙げたわけである。

さて、それでは詩經學に於いて「詩に通話無し」という言葉が成立するのはどのようなことであろうか。そもそも、一

定不變の解釋が存在しないと云っているのは、存在しないということに價値を見いだしての言説であろうか、それとも本來存在すべきだが未だに存在し得ていないという意味の言説なのであろうか。確かに、いつの世に於いても不變なるものを探求しようという人の營爲がなされなかつたということはないであらうから、詩經學に於いても一定不變の解釋を探求しようという試みがなされてきたであらうことは否定できない。例えば、漢初の詩説を反映すると目されている『韓詩外傳』にも、詩篇の成立に關する説話が若干見えており、その背景に成熟した『詩』觀が部分的にも存在したことを伺わせるのである。

ただ、そうした試みは試みとして、それとはまた別に「斷章取義」的な詩説の價値が認められてもよいであらう。「斷章取義」的詩説とは、一定不變の解釋を探求するものでないという點ではネガティブなものであるが、詩句の持つある部分的なイメージをそれとはまた別の説話的世界の中に推し擴げるといふ點ではクリエイティブなものである。その觀點に立って「詩に通話無し」といふ言葉を吟味してみると、先易と春秋との關連からみても、これは「斷章取義」的な詩説の立場を積極的に擁護し、なおかつ意圖的に詩の本旨と切り

離すことを容認する言辭のように聞こえるのである。

かつて孟子は、こうした「斷章取義」的詩説が詩意を誤ったり恣意的な解釋に陥りやすいことを指摘した。

故に詩を説く者は、文を以て辭を害せず、辭を以て志を害せず、意を以て志を逆ふ。是れ之を得たりと爲す。

(『孟子』萬章上篇)<sup>(5)</sup>

これは弟子の咸丘蒙が「率土の濱 王臣に非ざるは莫し」(小雅北山篇)を引用しながら、舜が天子となつたとき、その父の瞽瞍が臣下になつていないのはどういふわけかと尋ねたときのことばである。ここに言う「文」とは一字の義、「辭」とは一句の義、「志」とは作者の心意、「意」とは讀者の心の謂である。詩は、その文字にとられることなくその詩句を理解し、その詩句にとられることなく作者の心意を理解するもので、作者の心意は讀者の心によって汲み取るべきものだと言ふのである。

もちろん、この「以意逆志」は決して「斷章取義」と根本的に矛盾するものではなく、「以意逆志」に則つた「斷章取義」ができないわけではない。ただ「斷章取義」の醍醐味は詩の大意にとられることなく詩句の持つ多彩なイメージがある一つの具體的な世界に推し擴げるところにある。

こうした「斷章取義」のもつ缺點は、『說苑』『列女傳』に展開される劉向の詩説に於いても基本的に變わるものではないが、劉向の場合、當時の他の詩説よりも「以意逆志」の理念に一步近づいているところが特長である。

例えば『列女傳』において、劉向は大雅の抑篇を八回ほど引用する。引用される詩句はそれぞれ異なり、また説話のテーマもまちまちであるが、引用のしかたは全體として抑篇の主旨を逸脱するものではない。次にその概畧を四例ほど示してみよう。

a 王者が賢哲の士を用い、その徳を大いにして政治に勤め、民の儀表となるべきことを詠う「威儀を敬慎し維れ民の則（敬慎威儀 維民之則）」という詩句を引用して、秦の穆公の夫人が毅然とした態度を以て秦に捕らえられた自分の弟の晉君の命を救ったという説話の結びとする（賢明篇秦穆姬傳）。

b 温かな君子こそが徳を行ふ基であると詠う「温温たる恭人は 維れ徳の基（温温恭人 維徳之基）」という詩句を引用して、それが「趙姬、恭にして讓有り」という趙衰の妻の行いを意義づけるものとされている（賢明篇晉趙衰妻傳）。

c 王者たるものが徳を修めて政治に當たったならば國を滅ぼすような大過を犯すことはないであろうと詠う「我が謀りごとを聽用せば 庶はくは大侮無からん（聽用我謀 庶無大侮）」という詩句を引用して、「仲子、事理に明らかなり」とし、齊の靈公夫人仲子の様子を讃える（仁智篇齊靈仲子傳）。

d 威儀を慎むべきことを詠う「淑爾の止を慎しみて 儀を懲たず（淑慎爾止 不懲于儀）」という詩句を引用して、宋の恭公の夫人伯姬が火災に遭ったおり、傳母とともに避難するのが婦人の義であるとして、ついに燒死してしまつたことを讃え、「伯姬、儀を失はずと謂ふべきなり」として詩句と關連づけている（貞順篇宋恭伯姬傳）。

大雅の抑篇は、全體として、王者が威儀を正し、王者として慎むべきこと、心掛けるべきことなどを訓戒のかたちで詠じたものである。『列女傳』という書の性格上、本來男性に措定されていたものが女性に適用されているということを除けば、右の引用は大雅抑篇の趣旨に反するものではなく、概ね大意に沿つたものといえるだろう。

因みに、後世の毛詩序は『國語』楚語の記述にもとづいて、「衛の武公、厲王を刺り、亦た以て自ら警むるなり」と

し、後漢の侯包の『韓詩翼要』<sup>(8)</sup>には「衛の武公、王室を刺り、亦た以て自ら戒む。計年九十有五、猶ほ人をして日々是の詩を誦して其の側らを離れしめず（正義所引）」とある。つまり、宣王・幽王・平王朝に仕えた衛の武公が周王朝の衰微したさまを非難し、かつ自戒の爲に作ったものと考えているわけで、いわゆる幽厲時代の作とするのである。

ところで、劉向の當時に、抑篇を幽厲時代の作とする考え方があったのであろうか。學派は違うが劉向と同時代の齊詩學派匡衡の詩説には、次のようにある。

臣、亦聞く、聖王の自ら動靜周旋を爲すや、天を奉じ親を承け、朝に臨み臣を享け、物ごとに節文を有し、以て人倫を章はす、と。……大雅に云く「威儀を敬慎し、惟れ民の則」と。……願はくは陛下、神を動靜の節に置め、群下をして盛徳と休光とを望ましめ、以て基禎を立つれば、天下幸甚なり。

（上疏戒妃匹、勸經學威儀之則 匡衡傳<sup>(10)</sup>）

これは、元帝が崩じて成帝が即位した直後に、當時丞相であった匡衡が、新帝に對して天子としての威儀を説いたものである。もし匡衡の學派が抑篇を亂世の作としていたならば、新帝の即位に當たって上奏する言葉の中に引用することは避

けられてしかるべきであらう。したがって、匡衡は抑篇を幽厲時代の作とするような發想を持ち合わせていなかったと考えてよいのではなからうか。これは次節において再び論じてみたい。

ただし、『列女傳』が「詩に通詁無し」という立場に立つ以上、劉向がこうした説を承知していたか否かということ、あまり問題ではない。大事なことは、毛詩説・韓詩説のように定論を求めようとするのではなく、自由に斷章取義してゐるところにこそあるのである。しかしまた、劉向とて斷章取義のみを目指していたわけではない。『列女傳』には、召南申女傳のように行露篇の成立に係わる説話を構成しているものもあり、また『說苑』復恩篇<sup>(11)</sup>には、「以意逆志」の立場から『韓詩外傳』の詩説を變えてしまったものもあるのである。

さて、こうした詩に通詁を求めない詩學の立場が、前漢中國の政治の場に持ち出されると、それは蕭望之・匡衡・翼奉などによって災異説に變化した。獨り詩家だけがそうであったのではなく、周知の如く、董仲舒・京房など「春秋に通義無」き春秋家も、「易に通辭無」き易家もみな競うようにし

て災異説としての春秋説・易説を展開したわけである。

言うまでもなく災異説は政治の得失、より明確に言えば失政の責任を追及するものであるから、そこに援引される詩説はいつまでも「通話無き」詩説であってはならないわけで、當初の恣意的な斷章取義から、次第に確たる詩論になつていったものと想像される。

『說苑』『列女傳』の詩説についてはそれぞれの専門の論考に譲るとして、小考は、以下、災異説として述べられた上奏文に見られる劉向の確たる詩論を検討し、劉向の詩經學が到達し得たいくつかの點を明らかにしようとするものである。

## 二 經學的見地

元帝の永光元年(前四三)劉向は、宦官の弘恭、石顯等の專横に對抗して封事を上った。專權の累が、災異という天の譴責を將來するであろうという文脈のなかに『詩』を例證として引用するわけである。

竊かに見るに、災異並び起り、天地常を失ふ。徴の表はるるは國の爲なり。……臣聞く、舜の九官を命ずるに、濟濟相ひ譲ると。和の至りなり。……文王既に没す

劉向の詩經學(加藤)

るや、周公、思慕して、文王の徳を歌詠せり。其の詩に曰く、(A)「ああ穆たる清廟 肅雍たる顯相 濟濟たる多士 文の徳を乗る」と。此の時に當り、武王・周公、政を繼ぎ、朝臣内に和し、萬國外に驩ぶ。故に盡く其の驩心を得、以て其の先祖に事ふ。其の詩に曰く、(B)「來たること有りて雍雍たり、至りて肅肅たり、相くるは維れ辟公、天子穆穆たり」と。四方皆和を以て來たるを言ふなり。諸侯、下に和せば、天應、上に報ゆ。故に周頌に曰く、(C)「福を降すこと襍穰たり」と。又曰く、(D)「我に釐麩を飴る」と。釐麩とは、麥なり。始めて天より降さる。此れ皆和を以て和を致し、天の助けを獲たるなり。

〔漢書 劉向傳 條災異封事〕

(A)から(D)の詩はすべて周頌からの引用で、(A)は清廟篇、(B)は雍篇、(C)は執競篇、(D)は思文篇。この段は、まず周王朝がいに天の恩恵を被っていたかを述べ、次の段で幽厲時代がいに亂世であつたかを述べるのと好對照をなしている。

さて、ここで注目すべきことは、劉向の歴史意識である。

「文王が没した後、周公が、文王の徳を慕って歌詠した」と言い、「當時、武王から周公へと政治を繼承し、朝臣は内に和し、萬國は外に言祝いだ」というところからして、劉向は

この四篇の詩をみな周公時代の作であると考えたように見受けられる。そしてその周公時代の善政に對して下された「天應」「天助」という天の意志を、劉向はこの周頌の中に讀みとつてゐるのである。

西周の草創期に續けて、劉向は、西周末期の混亂期について記す。小雅の詩篇を丹念に引用し、具體的なイメージを喚起しながら、劉向は、この時代の天の意志が失政に對する譴責という形で下されたと述べるのである。

下、幽厲之際に至りて、朝廷和せず、轉々相ひ非怨す。

詩人疾みて之を憂へて曰く、(E)「民の良き無き、相ひ一方を怨む」と。衆小、位に在つて邪議に従ひ、歎歎として相ひ是として君子に背けり。故に其の詩に曰く、(F)「歎歎訛訛として、亦た孔だ之れ哀し、謀ごとの其の臧き、則ち具に是れ違ひ、謀ごとの臧からざる、則ち具に是れ依る」と。君子獨り處りて正きを守り、衆枉に撓められず、勉め彊ひて以て王事に従はば、則ち反つて憎毒讒愬せらる。故に其の詩に曰く、(G)「密勿事に従ひ、敢て勞を告げず、罪無く辜無きに、讒口嗷嗷たり」と。是の時に當たりて、日月薄く蝕まれて光無し。其の詩に曰く、(C)「朔日辛卯 日之を蝕すること有り 亦た孔だ之

れ醜し」と。又た曰く、(G)「彼の月にして微く 此の日にして微く 今の此の下民 亦た孔だ之れ哀し」と。又た曰く、(G)「日月凶を鞠げ 其の行を用ひず 四國、政無く 其の良を用ひず」と。天變、上に見はるれば、地變、下に動き、水泉沸騰し、山谷處を易ふ。其の詩に曰く、(G)「百川は沸騰し 山冢に卒崩す 高き岸は谷と爲り深き谷は陵と爲る 哀し今の人 胡ぞ慳て懲ること莫きや」と。霜の降るに節を失ひ、其の時を得ず。其の詩に曰く、(H)「正月繁霜あり、我が心憂傷す、民の訛言、亦た孔だ之れ將いなり」と。民の是を以て非と爲すや、甚だ衆大なると言ふなり。此れ皆不和にして、賢不肖、位を易ふるの致す所なり。此れよりの後、天下大いに亂れ、篡殺・殃禍、並びに作る。厲王は薨に奔り、幽王は殺されたり。〔漢書 劉向傳 條災異封事〕

文中、(E)は角弓篇、(F)は小旻篇、(G)は十月之交篇、(H)は正月篇である。この四篇は、後の毛詩序でも「幽王を刺る」として幽王時代の作とされている。周知の如く、西周末期の王權は、厲王―宣王―幽王と繼承された。幽王・厲王時代を中衰時代とし、中間の宣王の治世を中興時代とする。ただし、『史記』には、宣王が賢相を得て、文武成康の遺風にのつと

り諸侯の信頼を回復したとはするが、またその反面、宣王自身（宣王）の四十六年の治世を二度の失政の逸話を並べることによつて描いており、宣王に關しては功罪相半ばするというのが史遷の史觀であつたようである。

それでは、詩經學に於いて宣王はどう扱われていたのであろうか。大雅の崧高・烝民（蕩之什）などの詩篇には明らかに宣王時代を稱えて詠じられたと見てよいものがある。既に『韓詩外傳』には、この大雅の二篇を引用して、宣王時代の輔相の英明ぶりを述べる詩説が傳えられている。

昔者、周徳大いに衰へ、道は厲に廢る。申伯・仲山甫、宣王を輔相し、亂世を撥し之を正に反すや、天下略振ひ、宗廟復興す。申伯・仲山甫、乃ち天下を並順し、邪失を匡し救ひ、徳教を諭し、遺士を擧ぐるや、海内翕然として風に向かふ。故に百姓勃然として宣王の徳を詠ず。詩に曰く、「周邦威な喜ぶ（たんぞ）戎長翰有り」（崧高篇）と。又曰く、「邦國の若否 仲山甫之を明かにす 既に明且つ哲 以て其の身を保つ 夙夜懈るに匪ず 以て一人に事ふ」（烝民篇）と。是くの如きは世を救ふと謂ふべし。

〔『韓詩外傳』卷八の三〕

一方、毛詩序においては、宣王は中興を稱えられるばかり

劉向の詩經學（加藤）

ではない。祈父・白駒・黃鳥・我行其野の各篇はみな刺詩とし、宣王の末年の綱紀の弛緩、民の非難の聲が描かれていてと解されている。こうした毛詩序の複雑な性格はおそらくその後進性を物語るものであろう。

さて、「幽厲」という語は、『孟子』に

其の民を暴すること甚しければ、則ち身弑せられ國亡ぶ。甚しからざれば、則ち身危く國削らる。之を名づけて幽厲と曰ふ。孝子慈孫と雖も、百世改むる能はざるなり。詩に云はく、殷鑒遠からず、夏后の世に在り、と。

此れを之れ謂ふなり。

〔離婁上篇〕

とある如く、亡國に至るほどの暴政ではないにしても、君主の地位や領土の保全が不可能となるような亂世の代名詞として古くから使われてきた。劉向の時代にあつては、例えば、元帝の建昭二年（前三七年）の京房と元帝の對話に次のように見られる。

是の時、中書令石顯、權を顯（は）にし、顯の友人五鹿充宗尚書令と爲り、房と經を同じうし、論議して相い非（そ）る。二人事を用ふるに、房嘗て宴見して、上に問ひて曰く、「幽厲の君、何を以て危ふきや。任ぜらる所の者何人なりや」と。

〔漢書 京房傳〕

これは、幽王・厲王が側臣に人を得なかつたことを通して、元帝の側臣を非難しようとするものであるが、側臣のみか元帝までも幽厲と同一視しかねない勢いであつて、聊か穩當を欲した言論であつた。この後京房は魏郡の大守として轉出させられ、奏上を禁じられてしまつたのである。もしも、京房に幽厲の間に宣王の中興時代ありという發想があつたならば、また異なつた上奏をしたことであろう。そうであれば、あるいは京房はもう少し長命であつたかも知れないのである。

一方、前節にて検討した齋詩學派の匡衡の説には、この幽厲時代という發想すら見られなかつた。その原因は匡衡とその學派に「變雅」という發想が歛落してゐたからであると、以前小考<sup>(18)</sup>に述べたことがある。

劉向の「條災異封事」では「幽厲の際」というだけで、まだ宣王時代をどのように扱うのか明らかではないが、これから七年後の上疏文には、一般に宣王時代の作と考えられる小雅六月篇、及びその次の采芑篇を引用している箇所がある。

昔、周の大夫方叔と吉甫は、宣王の爲に獫狁を誅して、百蠻従ふ。其の詩に曰く、(I)「嘽嘽焯焯<sup>たんたんせつせつ</sup>として、霆の如く雷の如し、顯允なる方叔、獫狁を征伐し、蠻荊來たり威<sup>おそ</sup>る」。……今(廿)延壽、(陳)湯の誅して震はせる所

は、……詩の雷霆と雖も、及ぶ能はざるなり。大功を論ずる者は、小過を録せず、大美を擧ぐる者は、細瑕を疵とせず。……吉甫の歸するや、周、厚く之に賜ふ。其の詩に曰く、(J)「吉甫燕喜し、既に多く祉<sup>さい</sup>ひを受く、鎬より來たり歸りて、我が行永く久し」と。千里の鎬すら、猶ほ以て遠しと爲す、況んや萬里の外をや。其の勤や至れり。

〔理甘延壽陳湯疏・漢書 陳湯傳<sup>(19)</sup>〕

文中、(I)は采芑篇、(J)は六月篇。『詩』の編次では、ともに小雅の南有嘉魚之什に屬し、六月・采芑の順に並ぶ。

これは、京房の死の翌年、元帝の建昭三年(前三六年)、西域都護の甘延壽とその副校尉陳湯が匈奴の單于を征伐したが、その論功行賞の際、石顯・匡衡等の反對意見が述べられ、決着がつかかなかつた。劉向はこれを正そうとして上疏したのである。文中、甘延壽と陳湯を、宣王の名臣尹吉甫と方叔に喩え、吉甫と方叔が凱旋したときのように、朝廷は彼らの功績を認め、厚く褒美を賜與すべきであるというのが劉向の論旨である。

ただしこの上疏文からは、劉向が宣王の時代をよき時代であると考へていたかどうか、もう一つ明確でない。これをより明確にするのは、更に六、七年時代が下つて、成帝の即位



後數年にして奉られた上疏文に於いてである。成帝は、即位後すぐに昌陵を造營し始めたが、奢侈を極め、數年経つても完成する氣配がなかった。劉向はこれを諫止しようとしたわけであるが、その疏の文に次のような件りがあつて、小雅の斯干篇が宣王時代の美風を詠うものとされていたことが判明するのである。

周德既に衰へて奢侈たり。宣王賢にして中興し、更めて宮室を儉に爲し、寢廟を小になせり。詩人之を美ふ。斯干の詩、是れなり。

〔諫營昌陵疏・漢書 劉向傳〕

「周德既に衰へて奢侈たり」は、即位後聞もない新帝の陵墓造營に對する痛烈な批判であるが、劉向としては、「宣王賢にして中興し」によって新帝を中興の英主宣王になぞらえて持ち上げ、奢侈に傾きがちな造營政策を諫めようというのがねらいである。

また更に後年、劉向の子劉歆が即位したばかりの哀帝に上奏した「孝武廟不毀議」には、次のように宣王時代の中興ぶりを稱えている。

臣聞く、周室既に衰へて、四夷並な侵し、獫狁最も疆し、と。今に於ける匈奴は是れなり。宣王に至りて北のかた之を伐ち、詩人美して之を頌へて曰はく、「薄か獫狁

劉向の詩經學（加藤）

を伐ち 太原に至る」（六月篇）と。又曰く「嘽嘽推推として 霆の如く雷の如し 顯允なる方叔 獫狁を征伐して 荆蠻來威す」（采芑篇）と。故に中興と稱せらる。幽王に至るに及び、犬戎來伐し、幽王を殺して、宗器を取る。是れよりの後、南夷と北夷と交も侵し、中國絶えざるも綫の如し。

〔漢書 韋賢傳〕

ここには、父の劉向時代に既に言われていた宣王の周王朝中興のことが、奇しくも劉向の「諫營昌陵疏」の引用と同じく小雅の六月・采芑の兩篇を引用して述べられているのである。

ここで少々時代を遡って、史遷以來の詩經觀を概観しておきたい。

古者は詩三千餘篇あり。孔子に至るに及び、其の重なるを去りて、禮義を施す可きものを取る。上は契・后稷に采り、中ごろ殷・周の盛を述ぶ。幽厲の缺に至りて、衽席に始まる。故に曰く、關雎の亂、以て風の始めと爲し、鹿鳴を小雅の始めと爲し、文王を大雅の始めと爲し、清廟を頌の始めと爲す、と。

〔孔子世家〕

周道缺けて、詩人之を衽席に本づけ、關雎作る。仁義陵

遅して、鹿鳴刺る。

〔十二諸侯年表〕

大雅は王公大人を言ひて、徳、黎庶に逮ぶ。小雅は小己の得失を譏り、其の流、上に及ぶ。〔司馬相如傳贊〕

これによれば、頌と大雅は聖代の隆盛なることを詠い、小雅と國風は、周道が歛落し、仁義が廢れてしまった時代の恨み悲しみを詠ったものだと考えていたことになる。この考え方で注目されることは、小雅と國風の全體が衰亂の世を詠うもの、とする點であり、例えば後世の毛詩序のように、周南・召南を「正始の道・王化の基」とするような觀點を持たないことである。

史遷の觀點に立てば、小雅と國風は全てがいわば變雅變風であるということになる。しかし、そもそも「變」という概念は、その基本に「正」なる概念があつてこそ成立する。史遷時代に正風正雅という基本的な概念がない以上、變風變雅という言い方もやはり成立しないのである。

國風に於いて、周南・召南を、いわば正風ともいふべき治世の歌詠として明確にし、史遷の國風觀を一新したのは、齊詩學派の匡衡であつた。劉向の封事に先立つこと四年、元帝の初元二年（前四七年）の上疏文に

臣、竊かに國風の詩を考ふるに、周南・召南は賢聖の化

を被むること深し。故に行ひに篤くして色に廉なり。

〔上疏言政治得失・漢書匡衡傳〕

とある。周南召南が聖人周公・賢人召公の化を被つて成立した正風であると言う以上、その次に續く變風にも言及せざるを得ない。匡衡は次のように續ける。

鄭伯は勇を好みて、國人暴虎たり。秦穆は信を貴びて、士多く死に従ふ。陳夫人巫を好みて、民祀に淫らなり。晉侯儉を好みて、民畜聚す。太王仁を躬して、邪國恕を貴ぶ。〔同前〕

鄭には粗暴の風（大叔于田篇など）があり、秦には殉死の風（黃鳥篇など）があり、陳には淫亂の風（宛丘篇など）があり、晉には儉約の風（山有樞篇など）があり、邪には仁恕の風があるというわけだが、最後の邪風だけが變風の域を脱しているのは、それが太王すなわち古公亶父の時代の作と考えられているからである。

匡衡の見解は、詩の内容からその國全體の風俗を讀みとらうとするもので、各國の社會的風潮と詩篇に描かれた情性とをが互いに密接な影響關係にあるものと考へる。したがつてその國の風俗がその詩の内容へという影響の方向は可逆性を持ち、詩によつて國の風俗を變えるということもまた可能だ

と考えられているのである。

これに由りて之を觀れば、天下を治むる者は、上ずる所を審かにす。……鄭衛を放ち、雅頌を進め、異材を擧げ、直言のみちを開き、……然る後、大化成る可く、禮讓興る可きなり。

〔同前〕

「鄭衛を放ち、雅頌を進め」るような政治姿勢こそが肝要だというわけであるが、ここで匡衡は「雅頌」という語を「鄭衛」の變風に對する漠然とした善良なイメージでとらえているようであり、雅について小大正變というような分析を試みようとはしていない。従つて、ここである「雅頌」の雅は、おそらく大雅のことであつて小雅は含まれないであらう。

管見の及ぶ限りでは、小雅に於いて宣王の正小雅を言うものは先に擧げた劉向の「諫營昌陵疏」に見られるのみなのである。もしも劉向にこの考え方があつて同時代の匡衡になかつたとすれば、その原因は、匡衡が災異説にほとんど關與せず、その上奏文の例證をひたすら國風に描かれた風俗・情性に求めたことにより、また一方、劉向が災異説に深く關與して主上に強く諫言を奉つたが、その論據に於いて、治世でもなく、亂世でもない宣王の中興時代という恰好の素材を見出したことによるのではなからうか。

### 劉向の詩經學（加藤）

さてここで、再び劉向の「條災異封事」に戻つて、劉向による詩經の歴史學的的位置づけを一通り跡付けてみたい。

平王の末年に至り、魯隱の始めて即位するや、周の大夫祭伯、乖き離れて和せず、魯に出奔す。而れども春秋爲に諱みて、來奔すと言はざるは、其の禍殃の此より始まるを傷めばなり。是の後、尹氏世卿として專恣し、諸侯背畔して朝せず、周室卑微せり。二百四十二年の閒、日蝕三十六たび、地震ふこと五たび、山陵崩陊せること二たび、彗星三たび見はれ、夜に常星見はれず、夜中に星の隕つる雨の如きこと一たび。火災十四。長狄三國に入り、五石隕墜し、六駟げま退き飛び、麋多く、……なること有り。是の時に當たり、禍亂輒ち應じ、君を弑すること三十六、國を亡すこと五十二、諸侯奔走し、其の社稷を保つを得ざる者、勝げて數ふ可からざるなり。周室に禍ひ多く、晉、其の師を質戎に敗り、其の郊を伐ち、鄭、桓王を傷つけ、戎、其の使を執らへ、衛侯朔は召されても往かず、齊は命に逆らひて朔を助け、五大夫權を爭ひ、三君更ごも立ち、能く理を正すもの莫く、遂に陵夷して復興する能はざるに至る。

〔漢書 劉向傳 條災異封事〕<sup>(25)</sup>

これは、詩經と春秋經との接點を示すものといつてよいであろう。幽厲の衰世の後を受けて登場した平王、その末年より記述を始める春秋經は、まさに詩經の頌・雅の時代の次に續く時代を記述するものであるが、その冒頭の隱公元年からして周の大夫祭伯の出奔という暗い事件を記している。ここから始まる二百四十二年間の記述は、實に周王室の衰微のさまを描いていると劉向は説明する。

『詩』を『春秋』に先行する時代を記述したものとする考へ方は、早くは『孟子』離婁下篇に見える。

孟子曰く、王者の迹熄<sup>き</sup>みて詩亡び、詩亡びて然る後に春秋作らる。

劉向の以上のような經學觀が、孟子以來の傳統的な考へ方の上に立つて、更にこれを補完したものであることは間違いないであろう。こうした經學觀に立つて劉向は現實を鋭く分析しようとするのである。

此れに由りて之を觀るに、和なる氣は祥を致し、乖ける氣は異を致す。祥多きは其の國安く、異衆きは其の國危きこと、天地の常經、古今の通義なり。……是を以て日月光無く、雪霜夏に隕り、海水沸出し、陵と谷と處を

易へ、列星行を失ふは、皆怨氣の致す所なり。夫れ衰周の軌迹に違ひ、詩人の刺る所に循ひ、而して以て太平を成し、雅頌を致さんと欲するは、猶ほ卻行して前人に及ばんことを求むるがごときなり。

### 三 結語

以上の點から、劉向の詩說をまとめてみると、元來「斷章取義」的自由な發想を好んだ劉向が、災異說を上奏するに當つて、易・詩・春秋の中から特にイメーヅの豊かな『詩』を選んで自己の災異說の例證として引用した。その過程で、「以意逆志」を心掛けていた劉向の詩說に、定論への道が開かれた。現今の政治體制に警鐘を鳴らそうという災異說が求めていたのは、現世の比較對象となるべき時代であるが、幽厲時代という衰亂期を比較對象にすることは、禁忌に觸れやすかつた。齊詩の匡衡は、幽厲時代に言及せず、「雅頌を進め鄭衛を放ち」と言つたが、劉向は、むしろ「雅頌」の中に宣王の中興時代という元帝成帝時代の災異說を述べるに恰好の比較對象を見出した。これが詩說に、特に小雅の解釋に正變說<sup>(26)</sup>といういわば新境地を開くこととなつたのではなからうか。

(1) 『春秋繁露』精華篇の引用箇所原文出处は次の通り。

難者曰、春秋之法、大夫無遂事。又曰、……是何謂也。四

者、各有所處。……難晉事者曰、春秋之法、未踰年之君、稱

子。蓋人心之正也。至里克殺奚齊、避此正辭而稱君之子、何

也。曰、所聞詩無達詁、易無達占、春秋無達辭。此之謂也。

なおこの文中「所聞」を蘇輿の『義證』は、いわゆる公羊三

世説の「所聞」と解する如くであるが、ここは『説苑』の

「傳曰」と同様に「聞くところによれば」の意に解するべき

であろう。

(2) 『春秋繁露』と『説苑』を比較すると、『繁露』がより詳

しく春秋説を擧げているのに對し、『説苑』が途中「齊桓」

と「難晉」の話を省略して、「詩無通詁、春秋無通吉、春秋

無通義。」の引用をしていることがわかる。

(3) 『韓詩外傳』に關しては、嶋崎一郎氏の「『韓詩外傳』研

究序説」(『詩經研究』十六號 一九九一年十二月)が從來の

説も概観していて最も新しい。

(4) 例えば『韓詩外傳』卷八の第三話では、後に詳説するよう

に宣王時代を詠ったものとして、大雅蕩之什の崧高・蒸民篇

を引用する。これは詩本文の確かな解釋が存在していたこと

によるものであろう。

(5) 『孟子』萬章上篇の原文は、「故説詩者、不以文害辭、不

以辭害志、以意逆志、是爲得之。」また、文・辭・志・意の

劉向の詩經學(加藤)

解釋は、朱子の集注に「文、字也。辭、語也。……言説詩之

法、不可以一字而害一句之義。不可以一句而害設辭之志。常

以己意迎取作者之志」とあるに従った。

(6) 『列女傳』の詩説については、下見隆雄著『劉向「列女傳」

の研究』東海大學出版會 一九八九年二月を参照。

(7) 毛詩・韓詩説が『國語』楚語に基くとは王先謙の説『三家

詩義集疏』一九八七年 中華書局版 九二八頁)参照。

(8) 『韓詩翼要』は『漢志』に見えず『隋志』に初めて見える

ことから、清の王謨は作者の侯包が後漢の人であると推測し

ている(『漢魏遺書鈔』韓詩翼要序録)。

(9) 大雅抑篇が幽厲時代の作とされることに關しては、拙稿

前漢三家詩における正變説について」(『詩經研究』十七號 一

九九二年一月)参照。

(10) 匡衡の上疏文の引用箇所原文出处は以下の通り。

臣亦聞聖王之自爲動靜周旋、奉天承親、臨朝享臣、物有節

文、以章人倫。……大雅云「敬慎威儀、惟民之則」。……願

陛下雷神動靜之節、使群下望盛德休光、以立基禎、天下幸

甚。(上疏戒妃匹、勸經學威儀之則 匡衡傳)

(11) 『説苑』復恩篇の第十一話は、楚の莊王が群臣と酒宴を催

した折り、酒によって美人に無禮をはたらいたものを追求し

なかったが、この陰徳に感じた臣下が後日莊王のために戰場

で大活躍をするという説話を載せる。同じ話が『韓詩外傳』

では小雅の小辨篇を引用して「大なる者は容れざるなきな

り」とまとめるが、劉向は、この詩説を當たらぬものとして、『周易』坤卦文言傳の「積善之家、必有餘慶」を引用している。

(12) 「條災異封事」は「全漢文」の嚴可均による命名。以下これに従う。また引用文中の記號は全て筆者によるもの。原文は次の通り。

竊見災異並起、天地失常。徵表爲國。……臣聞、舜命九官、濟濟相讓。和之至也。……文王既沒、周公思慕、歌詠文王之德。其詩曰、「於穆清廟 肅雍顯相 濟濟多士 秉文之德」。當此之時、武王周公繼政、朝臣和於內、萬國驩於外。故盡得其驩心、以事其先祖。其詩曰、「有來雍雍、至止肅肅 相維辟公、天子穆穆」。言四方皆以和來也。諸侯和於下、天應報於上。故周頌曰、「降福穰穰」。又曰、「飴我釐麩」。釐麩、麥也。始自天降。此皆以和致和、獲天助也。

〔漢書 劉向傳 條災異封事〕

(13) 「雍」は、毛詩では「雝」に作る。三家詩では「雍」に作る。(王先謙の『三家詩義集疏』等の説。)以下、今文古文の『詩』本文の文字の異同については、論旨に關係しない限り特に注記せず、引用の原文通りの文字に従うこととする。

(14) 周頌の詩篇が周公時代の作であることについて、やや問題となる點は、昊天有成命篇に「成王敢て康んぜず」とあり、執競篇に「彼の成康を自ひ」とあり、噫嘻篇に「噫嘻成王」とあるところであるが、これを成王・康王の意味に解するの

は歐陽脩・朱熹など後世の注釋であつて、古注は「此の王功を成す」(鄭箋)「自彼成康とは、彼の成安の道を用ふるなり」(毛傳)として、固有名詞の成王・康王とは解していない。鄭譜には言う「周頌は、周室功を成し、太平の徳治きを致す。其の治、周公撰政し、成王即位するの初めに在り」と。劉向の説は、こうした考え方の古くから在ることを證明するものもある。

(15) 引用箇所原文は次の通り。

下至幽厲之際、朝廷不和、轉相非怨。詩人疾而憂之曰、「民之無良、相怨一方」。衆小在位而從邪議、歎歎相是而背君子。故其詩曰、「歎歎訛訛、亦孔之哀、謀之其臧、則具是違、謀之不臧、則具是依」。君子獨處守正、不撓衆枉、勉彊以從王事、則反見憎毒讒譖。故其詩曰、「密勿從事、不敢告勞、無罪無辜、讒口嗷嗷」。當是之時、日月薄蝕而無光。其詩曰、「朔日辛卯 日有蝕之 亦孔之醜」。又曰、「彼月而微 此日而微 今此下民 亦孔之哀」。又曰、「日月鞠凶 不用其行 四國無政不用其良」。天變見於上、地變動於下、水泉沸騰、山谷易處。其詩曰、「百川沸騰 山冢卒崩 高岸爲谷 深谷爲陵 哀今之人 胡憚莫懲」。霜降失節、不以其時。其詩曰、「正月繁霜、我心憂傷、民之訛言、亦孔之將」。言民以是爲非、甚衆大也。此皆不和、賢不肖易位之所致也。自此之後、天下大亂、篡殺殃禍並作。厲王奔彘、幽王見殺。

〔漢書 劉向傳 條災異封事〕

(16) 『韓詩外傳』(卷八の三)の引用箇所原文出处は次の通り。

昔者周德大衰、道廢於厲。申伯・仲山甫輔相宣王、撥亂世反之正、天下畧振、宗廟復興。申伯仲山甫乃並順天下、匡救邪失、喻德教、學遺士、海內翕然向風。故百姓勃然詠宣王之德。詩曰、「周邦咸喜 戎有良翰」。又曰、「邦國若否 仲山甫明之 既明且哲 以保其身 夙夜匪懈 以事一人」如是可謂救世矣。

(17) 京房傳の引用箇所の原文は次の通り。

是時中書令石顯顯權、顯友人五鹿充宗爲尚書令、與房同經、論議相非。二人用事、房嘗宴見、問上曰、「幽厲之君、何以危。所任者何人也。」

(18) 拙稿「前漢齊詩說の展開(下)」及び「前詩三家詩における正變説について」(『詩經研究』十六・十七號 九二年・九三年一二月) 参照。

(19) 「理甘延壽陳湯疏」の引用箇所の原文は次の通り。引用文中の( ) は筆者が補った。

昔周大夫方叔・吉甫、爲宣王誅獫狁而百蠻從。其詩曰、「嘽嘽焯焯 如霆如雷 顯允方叔 征伐獫狁 蠻荆……來威」。今延壽、湯所誅震、雖……詩之雷霆、不能及也。論大功者、不錄小過、學大美者、不疵細瑕。……吉甫之歸、周厚賜之。其詩曰、「吉甫燕喜 既多受祉 來歸自鎬 我行永久」。千里之鎬、猶以爲遠、況萬里之外、其勤至矣。

〔漢書 陳湯傳〕

劉向の詩經學(加藤)

(20) 「諫營昌陵疏」の引用箇所の原文は次の通り。

周德既衰而奢侈。宣王賢而中興、更爲儉宮室、小寢廟。詩人美之。斯干之詩是也。

〔漢書 劉向傳〕

(21) 引用箇所の原文は以下の通り。

臣聞周室既衰、四夷並侵、獫狁最彊、於今匈奴是也。至宣王而北伐之、詩人美而頌之曰、「薄伐獫狁 至于太原」。又曰「嘽嘽推推 如霆如雷 顯允方叔 征伐獫狁 荆蠻來威」。故稱中興。及至幽王、犬戎來伐、殺幽王、取宗器。自是之後、南夷與北夷交侵、中國不絕如綫。

〔孝武廟不毀議〕 漢書 韋賢傳)

(22) 史遷の詩說また、後に述べる齊詩學派の匡衡の詩說については、既に拙稿「前漢齊詩說の展開」(上・下)「詩經研究」八・十六號(一九八三年十二月・一九九一年十二月)に詳説しているので、簡畧に止める。なお、以下に引用した『史記』の原文は次の通り。

古者詩三千餘篇。及至孔子、去其重、取可施於禮義、上采契后稷、中述殷周之盛。至幽厲之缺、始於衽席。故曰、關雎之亂以爲風始、鹿鳴爲小雅始、文王爲大雅始、清廟爲頌始。

〔孔子世家〕

周道缺、詩人本之衽席、關雎作。仁義陵遲、鹿鳴刺焉。

〔十二諸侯年表〕

大雅言王公大人、而德逮黎庶。小雅譏小己之得失、其流及上。

〔司馬相如傳贊〕

(23) 匡衡の詩説については、拙稿(前掲注)参照。なお、匡衡の上疏文「上疏言政治得失」の引用箇所原文は次の通り。

臣竊考國風之詩、周南召南被賢聖之化深。故篤於行而廉於色。鄭伯好勇、而國人暴虎。秦穆貴信、而士多從死。陳夫人好巫、而民淫祀。晉侯好儉、而民畜聚。太王躬仁、邠國貴恕。由此觀之、治天下者審所上。今之僞薄伎害、不讓極矣。……放鄭衛、進雅頌、學異材、開直言、……然後大化可成、禮讓可興也。

[漢書・匡衡傳]

因みに、邠は、毛詩では、豳に作る。

(24) 邠風を文王以前の古い時代と見るのは豳という名前の由來からして當然の説であろう。毛詩序は、周書金縢篇の「(周)公乃爲詩貽王、名之曰、鷓鴣」という記述に基き、豳風全篇を周公に繋げる。因みに、津田左右吉は、國風の篇名と詩の作成された時期とは無關係なものとして一蹴している。「豳風七月の詩について」儒教の研究一、全集第16卷所收)。

(25) 引用箇所原文は次の通り。

至乎平王末年、魯隱之始即位也、周大夫祭伯乖離不和、出奔於魯。而春秋爲諱、不言來奔、傷其禍殃自此始也。是後尹氏世卿而專恣、諸侯背畔而不朝、周室卑微。二百四十二年之間、日蝕三十六、地震五、山陵崩陁二、彗星三見、夜常星不見、夜中星隕如雨一、火災十四。長狄入三國、五石隕墜、六鵲退飛、多麋、有……。當是時、禍亂輒應、弑君三十六、亡國五十二、諸侯奔走、不得保其社稷者、不可勝數也。周室多

禍、晉敗其師於質戎、伐其郊、鄭傷桓王、戎執其使、衛侯朔召不往、齊逆命而助朔、五大夫爭權、三君更立、莫能正理。遂至陵夷不能復興。

[漢書 劉向傳 條災異封事]

(26) 小考は「劉向の詩説」と銘打ちながら、わずかにその小雅觀について言及することができたのみで、大雅については正變の説を劉向が持ち得ていたか否かを論證することはできなかつたが、與えられた紙數も盡きたことでもあり、これはまた次の課題としたい。

[附記] 小稿は、一九九三年六月十二日に行なわれた早稻田大學東洋哲學會大會において發表した内容をもとにし、更に手を加えたものである。